

みやぎ働き方改革宣言企業・実践企業支援制度

R1.8.19 雇用対策課

令和元年8月1日から募集を開始しました！



【趣旨】

少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口減少への対応、仕事と育児、介護との両立など、多様化する労働者のライフスタイルに合った働き方が選択できる社会の実現を目指します。

宣言企業

宣言企業のメリット

- みやぎ働き方改革応援サイト※で企業の宣言内容を紹介
※みやぎ働き方改革応援サイトは本日開設
- みやぎ働き方改革宣言企業ロゴマークの使用

宣言企業ロゴマーク



実践企業

実践企業のメリット

- 県の物品・役務の調達における優先調達制度への登録
- ハローワークの求人票でのアピール
- 宮城県中小企業融資制度の信用保証料の割引
- 日本政策金融公庫の働き方改革推進支援金の利用
- みやぎ働き方改革応援サイトで企業の実践内容を紹介
- みやぎ働き方改革実践企業ロゴマークの使用

実践企業ロゴマーク



◆みやぎ働き方改革応援サイトURL◆

<https://www.miyagi-hatarakikatakakaikaku.jp/>



制度の概要については裏面をご覧ください。

【対象】宣言企業及び実践企業の対象は、宮城県内に事業所を有し、かつ県内において常用労働者を雇用する法人、個人又は団体（国及び地方公共団体を除く）です。

宣言企業の申請～登録までの流れ

①申請書の提出

県HP等から申請書等をダウンロードし、雇用対策課宛て提出。

②審査

県で提出書類の内容を確認。

【登録要件】働き方改革についての目標と取組内容の設定、法律の遵守等

目標・取組内容

- ・時間外労働時間の縮減
- ・年次有給休暇の取得促進
- ・独自の取組

③宣言企業の登録

「みやぎ働き方改革宣言企業宣言書」を交付。

登録された法人、個人又は団体には、「みやぎ働き方改革応援サイト」に宣言内容を投稿していただく。

※有効期間は登録の日の属する年度の翌年度末までです。

実践企業の申請～認証までの流れ

①申請書の提出

県HP等から申請書等をダウンロードし、雇用対策課宛て提出。

②審査

県で提出書類の内容を確認。

【認証基準】下記①～③の基準を満たすこと、法律の遵守等

①時間外労働時間の縮減

（a）直近1年間の1人あたり平均月間所定外労働時間が、県平均（10.2時間）を上回っている。

または、（b）取組後直近1年間とその前年1年間を比較し、1人あたり平均月間所定外労働時間が1時間以上減少している。

②年次有給休暇の取得促進

（a）直近1年間の1人あたり平均取得日数が、県平均（8.0日）を上回っている。

または、（b）取組後直近1年間とその前年1年間を比較し、1人あたり平均取得日数が2日以上増加している。

③独自の取組

働き方改革について企業独自の取組を行っていること。

③実践企業の認証

「みやぎ働き方改革実践企業認証書」を交付。

認証された法人、個人又は団体には、「みやぎ働き方改革応援サイト」に実践内容や会社の概要、アピールポイント等を投稿していただく。

※有効期間は登録の日の属する年度の翌年度末までです。